

平成二十年二月

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主
共和国との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	内国民待遇	一
3	最恵国待遇	一
4	投資の促進	一
5	一般的待遇	一
6	裁判所の裁判を受ける権利	一
7	特定措置の履行要求の禁止	一
8	留保及び例外	一
9	透明性	一
10	腐敗行為の防止に関する措置	一
11	入国、滞在及び居住	二
12	収用及び補償	三
13	争乱からの保護	三
14	代位	三

15	資金の移転	三
16	両締約国間の投資紛争の解決	三
17	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三
18	一般的例外及び安全保障のための例外	四
19	一時的なセーフガード措置	四
20	信用秩序の維持のための措置	四
21	知的財産権	四
22	租税	四
23	合同委員会	四
24	環境に関する措置	五
25	地方の政府によるこの協定の遵守	五
26	利益の否認	五
27	最終規定	五
28	附属書	五
三	協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十八年十二月、麻生太郎外務大臣（当時）とトンルン・シースリット副首相兼外務大臣との間の会談において、投資の保護のみならず広範な自由化の要素も含む二国間の投資協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十九年三月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十年一月十六日に東京において、我方高村正彦外務大臣と先方トンルン・シースリット副首相兼外務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、投資家に安心感を与え、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十七箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、それらの概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「区域」等の定義について定める。（第一条）

2 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条）

3 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第三条）

4 投資の促進

- 5 一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資について、当該時に適用されている法令に従って、奨励し、及び促進する旨定める。（第四条）
- 6 一般的待遇
- 7 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇を与えとともに、当該投資財産に関して書面により義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第五条）
- 8 裁判所の裁判を受ける権利
- 9 一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第六条）
- 10 特定措置の履行要求の禁止
- 11 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、輸出要求、現地調達要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第七条）
- 12 留保及び例外
- 13 第二条（内国民待遇）、第三条（最恵国待遇）及び第七条（特定措置の履行要求の禁止）の規定は、締約国の中央政府等が、附属書に掲げる分野又は事項に関して維持するこれらの規定に適合しない措置等について、また、附属書に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない旨定める。（第八条）
- 14 透明性
- 15 各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第九条）
- 16 腐敗行為の防止に関する措置
- 17 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第十条）
- 18 入国、滞在及び居住
- 19 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、

自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。(第十一条)

12 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速で適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと等について定める。(第十二条)

13 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える旨定める。(第十三条)

14 代位

一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。(第十四条)

15 資金の移転

一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、延滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。(第十五条)

16 両締約国間の投資紛争の解決

一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する旨定める。(第十六条)

17 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について定める。

(第十七条)

18 一般的例外及び安全保障のための例外

各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置、公の秩序のために必要な措置又は美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のための措置をとることができること等について定める。(第十八条)

19 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、第二条(内国民待遇)の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条(資金の移転)の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。(第十九条)

20 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。(第二十条)

21 知的財産権

この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨定める。いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨定める。(第二十一条)

22 租税

租税に係る課税措置には、第一条(定義)、第五条第一項(一般的待遇)、第六条(裁判所の裁判を受ける権利)、第九条(透明性)、第十二条(収用及び補償)、第二十五条(地方の政府によるこの協定の遵守)及び第二十七条(最終規定)の規定が適用されること等について定める。(第二十二条)

23 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について定める。(第二十三条)

24 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。(第二十四条)

25 地方の政府によるこの協定の遵守

各締約国は、自国の区域内の地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨定める。(第二十五条)

26 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によつて所有等され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。(第二十六条)

27 最終規定

この協定は、所定の国内手続を了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、有効期間は十年である旨定める。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について定める。(第二十七条)

28 附属書

第二条(内国民待遇)、第三条(最恵国待遇)及び第七条(特定措置の履行要求の禁止)の規定により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める(附属書 及び附属書)。これらの概要は、以下のとおりである。

(1) 我が国による留保

農林水産業(植物育成者権)、農林水産業及び関連するサービス、航空運輸業、銀行業、医薬品製造業、貨物利用運送事業、熱供給業、情報通信業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、鉄道業、航空機登録原簿への航空機の登録、道路旅客運送業、警備業、水道業並びに水運業の分野において、十八の現行の措置に関する留保を行っている(附属書

）。また、すべての分野において、公的独占の維持、指定又は廃止及び国营企業の維持、設立又は処分に係る二の将来の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、放送業、エネルギー産業、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、土地取引に関する事項、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス並びに補助金の分野において、八の将来の措置に関する留保を行っている（附属書）。

(2) ラオス人民民主共和国による留保

すべての分野において、投資に関する免許の有効期間、合併企業に係る登記された資本金、登記された資本金の輸入、外国投資家による申請の審査期間、自国民の雇用の要求、輸出の要求、一定の水準又は割合の現地調達の達成の要求並びに技術移転の要求に係る八の現行の措置に留保を行っているほか、国内航空運送及び国内水上運送の料金等に係る九の現行の措置に関する留保を行っている（附属書）。また、すべての分野において、土地の所有及び利用並びに東南アジア諸国連合の協定に基づく特恵待遇に係る二の将来の措置に関する留保を行っているほか、天然林の樹木の利用及び樹木以外の森林産品の利用、鉱業、エネルギー産業（原子力産業を除く。）、小売サービス及び卸売サービス、電気通信業、銀行サービス及びその他の金融サービス等に係る二十六の将来の措置に関する留保を行っている（附属書）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の規定を実施するための新たな立法措置及び特別の予算措置は、必要としない。